

令和8年度双葉町関係人口創出に向けた情報発信・共創促進等業務
公募型プロポーザル

質問回答書

	質問箇所	質問内容	回答
1	実施要領7(1)②～⑥／共同企業体	共同企業体で参加する場合、会社概要（様式3-3）、直近2年分の決算書又は事業報告書、納税証明書、定款又は寄付行為の写し、法人登記の写し、暴力団等に該当しない旨の誓約書（様式3-4）は、代表者を含む全構成員全てそれぞれが提出するとの理解でよいか。代表企業のための提出で足りる書類があれば、その範囲をご教示願いたい。	全構成員の書類を提出する必要があるとの理解で相違ない。
2	実施要領7(1)⑦（業務実績の契約書）	5(1)①の業務実績を確認できる契約書について、 (1)原本の写しで差し支えないか。 (2)必要件数、年数の指定はあるか。	(1)原本の写しで構わない。 (2)実施要領5.（1）①に定める業務実績が1件以上あれば、プロポーザル参加資格を認める。ただし、令和3年度から令和7年度に実施されたものに限る。
3	実施要領7(3)（提出部数・正本／副本）	副本で提出する納税証明書は写しで良いか？	写しで問題ない。
4	実施要領9(1)①・様式5（実施工程）	様式5（A4 4枚又はA3 2枚以内）について、A4 2枚とA3 1枚での提出は不可か？	A4換算で4枚以内であれば、A4とA3を組み合わせで作成することは問題ない。
5	実施要領9(1)②・様式6（枚数）	様式6の提案書について、「A4 6枚以内又はA3 3枚以内」と規定されているが、A4とA3を組み合わせで作成してもよいか。A3 1枚をA4 2枚として換算し、A4換算で合計6枚以内であれば差し支えないか。	A4換算で6枚以内であれば、A4とA3を組み合わせで作成することは問題ない。
6	実施要領3(3)・9(1)③（参考見積書）	参考見積書について、実施要領3(3)に「契約金額については、町と調整した上で決定する」と記載があるが、契約上限額（税込23,000,000円）の範囲を超えた見積もりの場合は失格（10(1)③）との理解で相違ないか。	相違ない。
7	別紙2 業務委託契約書（案）（成果物の権利）	メッセージインレジデンスの業務について、作家が作品の著作権を放棄するとは思えない、また著作権を放棄してもらえないメッセージに依頼した場合はメッセージの質が落ちるが問題ないか。 また、参考契約書の内容について権利に関する記載があるが、メッセージの制作物に係る著作権にもこれが該当するという認識で良いか。	メッセージの制作物についても実施要領別紙2 業務委託契約書（案）第15条の通りである。